

京丹後市避難情報発令基準

平成19年7月

■発令対象区域（防災マップを参照。ただし、現地の状況により下記区域以外でも発令します）
土砂災害・・・土砂災害危険箇所区域
洪水災害・・・【避難準備情報】浸水想定区域の浸水深1m以上の区域
【避難勧告】浸水想定区域の浸水深3m以上の区域

災害の種類	情報の種類	発令基準	お知らせ方法と内容
土砂災害	避難準備	京都府土砂災害監視システム	土砂災害警戒情報が発令され、危険度レベル1となったとき（2時間後予想雨量がCLラインを超えたとき）
		現地の状況	近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量に変化）が発見されたとき
	避難勧告	京都府土砂災害監視システム	土砂災害警戒情報が発令され、危険度レベル2となったとき（1時間後予想雨量がCLラインを超えたとき）
		現地の状況	近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき
	避難指示	京都府土砂災害監視システム	土砂災害警戒情報が発令され、危険度レベル3となったとき（現在雨量がCLラインを超えたとき、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にのみ発令）
		現地の状況	近隣で土砂災害が発生、または土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき
洪水災害	避難準備	京都府雨量／水位観測システム	河川水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、降雨等による水位上昇により危険水位に到達することが見込まれる（洪水警報が発令されている状況）とき
		現地の状況	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い
	避難勧告	京都府雨量／水位観測システム	河川水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達し、降雨等による水位上昇により危険水位に到達することが見込まれる（洪水警報が発令されている状況）とき
		現地の状況	□破堤につながるような漏水等の発見 □近隣で浸水が拡大 □排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる
	避難指示	現地の状況	□堤防が決壊 □破堤につながるような大量の漏水や亀裂等の発見 □水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）
			サイレン吹鳴、防災行政無線、有線放送、広報車、区長へ電話連絡、市職員、消防団員、区役員等から避難指示をします

【参考】

※京都府土砂災害監視システム・・・京都気象台との共同で土砂災害の発生を予測する京都府のシステム。地中の雨量と降雨量の関係を基に、土砂災害が発生する危険性を発表するシステム。インターネットでもご覧いただけるように準備中です。

※CLライン・・・Critical Lineの略。災害に対して注意すべき領域と警戒すべき領域の境界線のこと。過去の主たる土砂災害の実績等を基に設定され、この線を越えると土砂災害が発生する可能性があるとされています。

※危険度・・・CLラインを越えた程度によって、レベル1から3までで分類されます。レベル1で自主避難の呼びかけ、レベル2で避難勧告、レベル3で避難指示を発令する基準とします。

※京都府雨量／水位観測システム・・・京都府の管理河川に設置した水位を知らせるシステム。京丹後市のホームページからも水位をご覧いただけます。

※避難情報を発令する河川・・・河川ごとに基準水位を設けています。これ以外の河川は今後の調査により設定されます。

	福田川 （網野橋）	竹野川 （矢田）	竹野川 （大宮）	佐濃谷川 （出合橋）	川王谷川 （橋爪橋）	宇川 （宇川）
水防団待機水位（指定水位）	1.0m	2.0m	1.5m	1.2m	0.3m	1.5m
はん濫注意水位（警戒水位）	1.5m	2.6m	2.0m	1.6m	0.7m	2.1m
避難判断水位（特別警戒水位）	1.8m	3.6m	2.8m	2.1m	—	2.6m
はん濫危険水位（危険水位）	2.3m	4.3m	3.5m	2.8m	—	3.4m

京丹後市避難情報 発令基準

平成 19 年 7 月

発令基準 避難情報	市地域防災計画基準	主に単独の基準で避難情報を発令するもの				他の基準による避難情報の補足情報として取り扱うもの	住民への周知	市の体制の目安
		京都府土砂災害監視システム	京都府雨量／水位観測システム	現地の状況		雨量・気象情報		
				土砂災害	河川等の氾濫			
警戒情報	□気象情報、水位・雨量情報等から避難を要する事態への推移を見守るなどの警戒体制をとっている状況		□河川水位が水防団待機水位(指定水位)に達し、降雨等による水位の上昇が見込まれるとき			□土砂災害警戒基準(市地域防災計画)時間雨量 40 mm以上又は 24 時間雨量 130 mm以上	電話連絡 □注意喚起 ※消防団出動準備	警戒体制
避難準備情報	□災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 □対象地区から計画された避難所への避難路途上に土砂崩れ危険箇所等があり、事実上避難困難となることが予想される災害の発生する可能性が高まった状況	□土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害監視システムが危険度レベル 1 となったとき(2 時間後予想雨量がCLラインを超えたとき)	□河川水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、降雨等による水位上昇により危険水位に到達することが見込まれる(洪水警戒が発令されている状況) とき	□近隣で前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化)の発見	□近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い	□大雨警戒、洪水警戒が発令されたとき □土砂災害警戒情報が発令されたとき	防災行政無線、有線放送、広報車 □各基準の情報周知 □避難準備を周知 □災害時要援護者避難開始危険を感じた場合は、早めの自主避難を呼びかけ ※はん濫注意水位(警戒水位)に達し、降雨等による水位上昇により危険水位に到達することが見込まれるとき消防団出動	災害警戒本部 2 号配備
避難勧告	□通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	□土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害監視システムが危険度レベル 2 となったとき(1 時間後予想雨量がCLラインを超えたとき)	□河川水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達し、降雨等による水位上昇により危険水位に到達することが見込まれる(洪水警戒が発令されている状況) とき	□近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)の発見	□破堤につながるような漏水等の発見 □近隣で浸水が拡大 □排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる	□大雨警戒、洪水警戒が発令されたとき □土砂災害警戒情報が発令されたとき	サイレン吹鳴、防災行政無線、有線放送、広報車、区長へ電話連絡 □各基準の情報周知 □避難勧告 対象地域外でも、危険を感じた場合は、早めの自主避難を呼びかけ	災害対策本部 2 号配備
避難指示	□前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 □災害が発生した状況	□土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害監視システムが危険度レベル 3 となったとき(現在雨量がCLラインを超えたとき) ただし、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)にのみ発令		□近隣で土砂災害が発生 □近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)の発見	□堤防が決壊 □破堤につながるような大量の漏水や亀裂等発見 □水門等の施設状況(水門が開まらない等の事故) □近隣で浸水が床上に及んでいる □排水先の河川の位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖	□大雨警戒、洪水警戒が発令されたとき □土砂災害警戒情報が発令されたとき	サイレン吹鳴、防災行政無線、有線放送、広報車、区長へ電話連絡、市職員、消防団員、区役員等による避難指示 □各基準の情報周知 □避難指示 対象地域外でも、危険を感じた場合は、早めの自主避難を呼びかけ	災害対策本部 2 号配備

※実際に避難情報を発令する際は、個別の状況に応じて機動的に運用することとする。

I 京都府土砂災害監視システムによる避難情報

京丹後市の土砂災害危険箇所の状況は、以下のとおり
(京都府資料)

土砂災害危険箇所		箇所数
急傾斜地崩壊危険箇所		438
土石流危険渓流		465
地すべり危険箇所		9
土砂災害防止法 による指定区域	特別警戒区域	65
	警戒区域	95

※土砂災害防止法による指定区域は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所と重複するものもある。

※土砂災害防止法による指定区域において、特別警戒区域は警戒区域と重複する。

土砂災害監視システム（19年度出水期よりシステム変更）からは5kmメッシュの単位で情報提供されるが、それに対する避難情報発令単位については、避難情報の伝達手段の状況から、5kmメッシュ内に含まれる行政区（一部でも）を単位としてその中の土砂災害危険箇所全てに発令することとする。

○各避難情報の発令対象地域

■避難準備情報・避難勧告

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所（防災マップ参照）

■避難指示

土砂災害特別警戒区域（防災マップ参照）

□土砂災害防止法に基づく基礎調査については、現地測量など詳細な調査を実施されたものであり、調査結果による特別警戒区域については、土砂災害防止施設が整備されていない箇所でもあることから、土砂災害の発生の危険性が高い箇所であり、避難指示まで発令することとする。

□特別警戒区域となっていない警戒区域や、基礎調査の実施されていない土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所：府土砂災害警戒箇所点検マップに掲載の箇所）については、現時点では、避難勧告までの発令とする。

Ⅱ 京都府雨量／水位観測システムによる避難情報

水位情報により避難情報を発令する河川：水防警報河川あるいは水位情報周知河川で、浸水想定区域調査の完了している河川
設定水位とその発生頻度（過去 10 年間 H9～H18）

	福田川 （網野橋）	竹野川 （矢田）	竹野川 （大宮）	佐濃谷川 （出合橋）※1	川上谷川 （橋爪橋）※2	宇川 （宇川）
水防団待機水位（指定水位） （発生回数/10 年）	1.0m ()	2.0m (21)	1.5m (3)	1.2m (95)	0.3m (4)	1.5m (22)
はん濫注意水位（警戒水位） （発生回数/10 年）	1.5m ()	2.6m (12)	2.0m (1)	1.6m (7)	0.7m (4)	2.1m (4)
避難判断水位（特別警戒水位） （発生回数/10 年）	1.8m ()	3.6m (3)	2.8m (0)	2.1m (4)	－	2.6m (3)
はん濫危険水位（危険水位） （発生回数/10 年）	2.3m ()	4.3m (1)	3.5m (0)	2.8m (0)	－	3.4m (2)

※1 佐濃谷川の発生頻度については、台風 23 号の出水により土砂が堆積したため 1 月まで水位が指定水位以上となっている。台風 23 号までの指定水位到達回数は 7 回

※2 川上谷川については、橋爪橋から矢須田橋へ水位計を移設する。名称としては、矢須田橋の名称は一般的でないため、従来通りの橋爪橋の名称を使用する。また、避難判断水位、危険水位の設定は、水位計移設後の水位の状況を観察した後、設定することとされている。なお、H17 以前は下流断面拡幅前のため、発生頻度のデータが参考とならない。発生頻度は H18 の 1 年間のデータ

※3 避難情報を発令する水位に達し、「降雨等による水位上昇により危険水位に到達することが見込まれるとき」の判断については、洪水警報が発令されている状況とする。
（河川管理者である府より、改めてその判断基準が提示される予定）

○各避難情報の発令対象地域

■避難準備情報

水防警報河川

⇒福田川、竹野川、佐濃谷川、川上谷川、宇川の浸水想定区域の浸水深 1m 以上の区域（防災マップ参照）

■避難勧告

水位情報周知河川

⇒福田川、竹野川、佐濃谷川、宇川の浸水想定区域の浸水深が 3m 以上の区域（防災マップ参照）

※宇川については、浸水想定区域調査・水位設定が 19 年度出水期には完了するが、洪水ハザードマップでは浸水想定区域を掲載していないため、対象者への周知方法を検討する必要がある。

※小西川、久美谷川については、20 年度に水位情報周知河川となる予定。

河川において、浸水想定区域内で想定される災害の様相は以下のとおりであり、災害の様相に応じて、避難情報を発令することとする。

災害の様相	区 域	避難情報
災害時要援護者のベッドの上まで浸水することが想定される。	浸水想定区域の浸水深が 1m 以上の区域	避難準備情報
2 階以上が浸水、家屋の流失も想定される。	浸水想定区域の浸水深 3m 以上の区域	避難勧告

Ⅲ 現地の状況による避難情報

- i 土砂災害監視システム、雨量／水位観測システムによる避難情報は、土砂災害危険箇所、浸水想定区域を対象に発令することとするが、その他の地域についても、現地の状況により、避難情報を必要に応じて発令する。
- ii 浸水想定区域調査が終了し、水防警報河川、水位情報周知河川となっていない河川（久美谷川、栃谷川、川上谷川）に係る避難情報の発令については、現地の状況により、浸水想定区域を参考としながら、必要な地域に発令する。

水位情報周知河川：水防団待機水位（指定水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫危険水位（危険水位）の設定されている河川

水防警報河川：水防団待機水位（指定水位）、はん濫注意水位（警戒水位）の設定されている河川

避難情報発令にあたっての基本的な考え方

- 京都府や気象台からの情報は、段階に応じて、できる限り住民へ周知し、避難へ結び付けるため、避難情報を発令するが、洪水、土砂災害など複合的な災害発生が予想されることから、避難にあたっては、自分で判断し、自分の身は自分で守る「自助」、そして隣近所や地域で声を掛け合い、助け合う「共助」を基本とすることを住民の方へ周知することとする。
- 水位情報による避難情報発令にあたっては、行政能力の限界や2次災害の危険性も考慮しながら、市民の命を確実に守る【公助】の観点から発令することとする。
- 避難にあたっては、強風、河川の氾濫、夜間であり道路も定かでない状況もあり、避難経路の状況に十分注意することや、避難行動に危険を感じる場合には、無理に避難所に避難せず、被災の危険性が低いと考えられる場所に一時的に避難することについて、十分周知する。

避難情報伝達方法

- ・文例は防災行政無線、有線放送、広報車・消防団による広報、市役所ホームページへの掲載、市民向けメール配信サービスのものとし、伝達手段により必要に応じて作成すること。
- ・基準を超えたものから順次避難情報として発令すること。
- ・それぞれの情報が、短時間で複合的に発令されるため、必要に応じ、放送文例を組み合わせる放送文を作成すること。
- ・各町の放送設備の状況により、放送単位の設定等対象地域への周知について、あらかじめ検討をしておくこと。

I 避難情報伝達文例

＜警戒情報の伝達文（文例１）＞ ※伝達文は、①～③の順に構成

①「こちらは、京丹後市です。」

情報	基準	②文例
京都府雨量／水位観測システム	河川水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、降雨等による水位の上昇が見込まれるとき	「[いつ]からの大雨により、〇〇川の水位が水防団待機水位に達しました。今後の降雨によりさらに水位が増加するおそれがありますので、」
雨量・気象情報・現地の状況	土砂災害警戒基準（市地域防災計画） 時間雨量40mm以上又は24時間雨量130mm以上	「[いつ]からの大雨により、市内において、時間雨量が〇mm（24時間雨量が〇mm）となっており、土砂災害に対する警戒が必要となっておりますので、」

③「ただ今、〇〇地区に対して警戒情報を発令しました。

今後の気象情報、河川の増水や氾濫、土砂災害、落雷や突風〔気象台の発表内容を参考〕に注意してください。」

＜避難準備情報の伝達文（文例２）＞ ※伝達文は、①～③の順に構成

①「こちらは、京丹後市です。」

情報	基準	②文例
京都府土砂災害監視システム	□土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害監視システムが危険度レベル1となったとき（2時間後予想雨量がCLラインを超えたとき）	「[いつ]からの大雨により、土砂災害の起こる可能性がありますので、」
京都府雨量／水位観測システム	□河川水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、降雨等による水位上昇により危険水位に到達することが見込まれる（洪水警戒が発令されている状況）とき	「[いつ]からの大雨により、〇〇川の水位がはん濫注意水位に達しました。今後の降雨によりさらに水位が増加するおそれがありますので、」
雨量・気象情報	□大雨警戒、洪水警戒が発令されたとき □土砂災害警戒情報が発令されたとき ただし、他の基準による避難情報の補足情報として取り扱う。	「また、〇月〇日〇時〇分、丹後地方に大雨洪水警戒が発令されていますので、」 「また、〇月〇日〇時〇分、〇〇町に土砂災害警戒情報が発令されていますので、」
現地の状況	【土砂災害】 □近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量の変化）の発見 【河川等の氾濫】 □近隣の浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い	【土砂災害】 「[いつ]からの大雨により、〇〇地区で土砂災害の前兆現象が確認されましたので、」 【河川等の氾濫】 「[いつ]からの大雨により、〇〇地区において浸水被害が発生しております。今後の降雨により〇〇川の水位が増加するおそれがあり、浸水被害が拡大するおそれがありますので、」

③「ただ今、（〇〇地区の土砂災害危険箇所）（〇〇川の浸水想定区域1m以上の地域）（〇〇地区）にお住まいの方に避難準備情報を発令しました。

避難準備情報を発令した地域のお年寄りの方や身体の不自由な方など避難に時間がかかる方は、指定の避難所へ避難しましょう。その他の方も避難の準備を始めていただくとともに、危険を感じた場合は、

自主避難をお願いします。

なお、避難にあたっては、強風、河川の氾濫している状況もありますので、避難経路の状況に十分注意して避難してください。

（避難行動に危険を感じる場合には、無理に避難所に避難せずに、被災の危険性が低いと考えられる場所に一時的に避難してください。）

今後の気象情報、河川の増水や氾濫、土砂災害、落雷や突風〔気象台の発表内容を参考〕に注意してください。」

＜避難勧告の伝達文（文例３）＞ ※伝達文は、①～③の順に構成

①「こちらは、京丹後市です。」

情報	基準	②文例
京都府土砂災害監視システム	☐ 土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害監視システムが危険度レベル2となったとき（1時間後予想雨量がCLラインを超えたとき）	「〔いつ〕からの大雨により、土砂災害の起こる可能性が高まっておりますので、」
京都府雨量／水位観測システム	☐ 河川水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達し、降雨等による水位上昇により危険水位に到達することが見込まれる（洪水警報が発令されている状況）とき	「〔いつ〕からの大雨により、〇〇の水位が避難判断水位に達しました。今後の降雨によりさらに水位が増加するおそれがありますので、」
雨量・気象情報	☐ 大雨警報、洪水警報が発令されたとき ☐ 土砂災害警戒情報が発令されたとき ただし、他の基準による避難情報の補足情報として取り扱う。	「また、〇月〇日〇時〇分、丹後地方に大雨洪水警報が発令されていますので、」 「また、〇月〇日〇時〇分、〇〇町に土砂災害警戒情報が発令されていますので、」
現地の状況	【土砂災害】 ☐ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見 【河川等の氾濫】 ☐ 破堤につながるような漏水等の発見 ☐ 近隣で浸水が拡大 ☐ 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる	【土砂災害】 「〔いつ〕からの大雨により、〇〇地区で土砂災害の前兆現象が確認されましたので、」 【河川等の氾濫】 「〔いつ〕からの大雨により、〇〇川の〇〇地区の堤防に漏水が確認され、堤防が決壊するおそれがありますので、」 「〔いつ〕からの大雨により、〇〇地区において浸水被害が発生しております。今後の降雨により〇〇川の水位が増加するおそれがあり、浸水被害が拡大するおそれがありますので、」

③「ただ今、（〇〇地区の土砂災害危険箇所）（〇〇川の浸水想定区域3m以上の地域）（〇〇地区）にお住まいの方に避難勧告を発令しました。

避難勧告を発令した地域の方は、指定の避難所へ避難しましょう。その他の方も避難の準備を始めていただくとともに、危険を感じた場合は、自主避難をお願いします。

なお、避難にあたっては、強風、河川の氾濫している状況もありますので、避難経路の状況に十分注意して避難してください。浸水により〇〇道は通行できません。

（避難行動に危険を感じる場合には、無理に避難所に避難せずに、被災の危険性が低いと考えられる場所に一時的に避難してください。）

また、（〇月〇日〇時〇分、〇〇町に土砂災害警戒情報）（〇月〇日〇時〇分、丹後地方に大雨洪水警報）が発令されています。今後の気象情報、河川の増水や氾濫、土砂災害、落雷や突風〔気象台の発表内容を参考〕に注意してください。」

＜避難指示の伝達文（文例４）＞ ※伝達文は、①～③の順に構成

①「こちらは、京丹後市（場合により 京丹後市長の中山泰）です。」

情報	基準	②文例
京都府土砂災害監視システム	□土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害監視システムが危険度レベル3となったとき（現在雨量がCLラインを超えたとき） ただし、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にのみ発令	「[いつ] からの大雨により、土砂災害の起こる可能性が非常に高まっており、」
雨量・気象情報	□大雨警報、洪水警報が発令されたとき □土砂災害警戒情報が発令されたとき ただし、他の基準による避難情報の補足情報として取り扱う。	「また、○月○日○時○分、丹後地方に大雨洪水警報が発令されていますので、」 「また、○月○日○時○分、○○町に土砂災害警戒情報が発令されていますので、」
現地の状況	【土砂災害】 □近隣で土砂災害が発生 □近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見 【河川等の氾濫】 □堤防が決壊 □破堤につながるような大量の漏水や亀裂等発見 □水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） □近隣で浸水が床上に及んでいる □排水先の河川の位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖	【土砂災害】 「[いつ] からの大雨により、○○地区で（土砂災害が発生し）（土砂災害の前兆現象が確認され）、」 【河川等の氾濫】 「[いつ] からの大雨により、○○川の○○地区の堤防に大量の漏水や亀裂が確認され、堤防が決壊するおそれがあり、」 「[いつ] からの大雨により、○○地区において床上浸水被害が発生しております。今後の降雨により○○川の水位が増加するおそれがあり、床上浸水被害が拡大するおそれがありますので、」

③「ただ今、（○○地区の土砂災害特別警戒区域）（○○地区）にお住まいの方に避難指示を発令しました。大変危険な状況ですので、避難中の方は直ちに指定の避難所への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物へ避難してください。なお、浸水により、○○道は通行できません。（また、○月○日○時○分、○○町に土砂災害警戒情報）（○月○日○時○分、丹後地方に大雨洪水警報）が発令されています。今後の気象情報、河川の増水や氾濫、土砂災害、落雷や突風〔気象台の発表内容を参考〕に注意してください。」

Ⅱ 避難情報発令の決裁・伝達手段・伝達先

下記のチェックリストにより、決裁・伝達手段・伝達先に漏れがないか確認すること。

＜発令にあたっての決裁＞

- ☐ 「京丹後市避難情報 発令基準」に基づき、基準に達した場合、市民福祉課・総務課相互に連絡をとり、発令について協議
- ☐ 理事者への決裁【総務課長より行う。】

＜住民等への伝達＞

- ☐ サイレン吹鳴（避難勧告・避難指示）【市民福祉課および消防本部より行う。】
- ☐ 防災行政無線（同報系）・有線放送【市民福祉課より行う。】
- ☐ 広報車・消防車両【市民福祉課より行う。】
- ☐ 自主防災組織（地区・自治会）の会長…FAX、電話【市民福祉課より行う。】
- ☐ 市役所ホームページへの掲載【秘書広報広聴課より行う。】
- ☐ 市民向けメール配信サービス【網野市民局市民福祉課（府システム）
秘書広報広聴課（市システム）より行う。】
- ☐ NHK京都放送局、㈱京都放送、㈱エフエム京都への依頼…FAX【総務課より行う。】
- ☐ 災害時要援護者の避難所となる施設…FAX、電話【市民福祉課より行う。】

＜防災関係機関への伝達＞

- ☐ 消防団（団長）…FAX、電話【総務課より行う。】
- ☐ 消防団（副団長・分団長）…FAX、電話【市民福祉課より行う。】
- ☐ 京都府防災室…FAX、電話【総務課より行う。】
- ☐ 京丹後警察署…FAX、電話【総務課より行う。】
- ☐ 市消防本部…FAX・電話【総務課より行う。】
- ☐ 丹後記者クラブ各社…FAX【総務課より行う。】

Ⅲ 避難情報解除文例

＜避難指示解除の伝達文（文例5）＞

「こちらは、京丹後市（場合により 京丹後市長の中山泰）です。〇時〇分に〇〇地区に発令しました避難指示は、解除しました。

ただし、〇〇地区の避難指示、〇〇地区の避難勧告は継続中ですので、引き続き避難をお願いします。なお、大雨洪水注意報は継続中です。今後の気象情報、河川の増水や氾濫、土砂災害、落雷や突風〔気象台の発表内容を参考〕に引き続き注意してください。」

※継続中の地区について、情報が錯綜しないよう、各町の放送設備の状況により、対象地域への周知について、あらかじめ検討をしておくこと。

※避難準備情報・避難勧告あるいは、災害種別によりこの文例を参考に適宜作成すること。